

《第3期川西町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて》

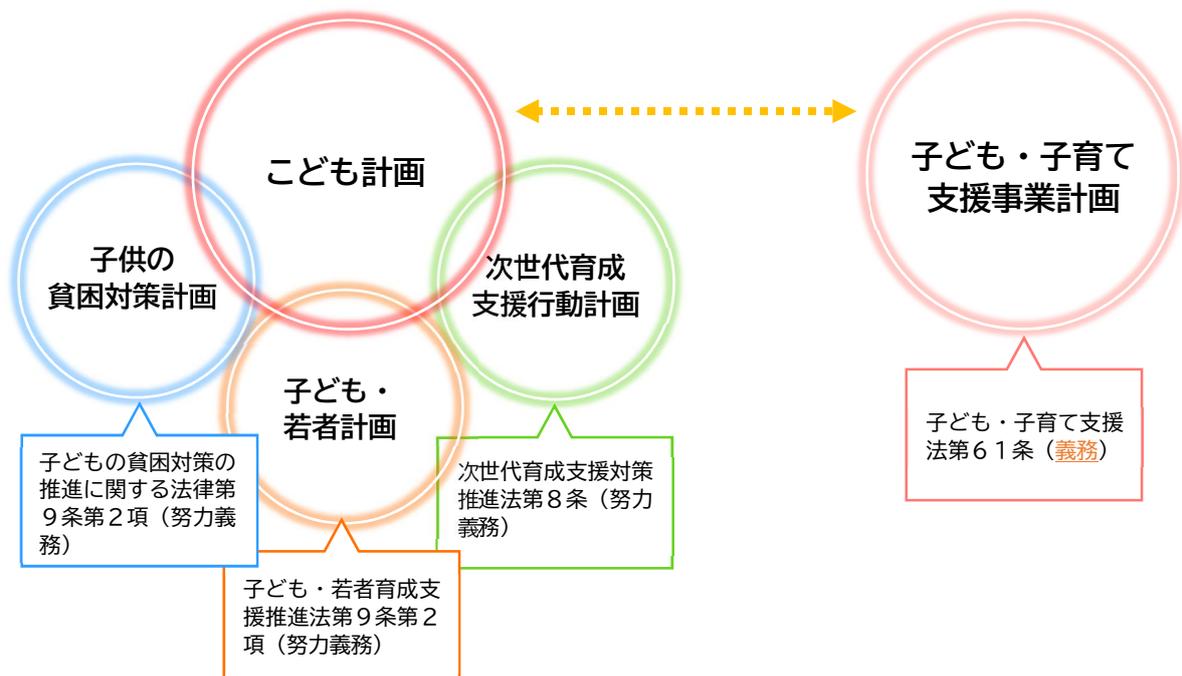
1. 計画策定の背景

川西町では現在、「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、町として、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。そのため、国の動向についても注目しながら、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の充実を大切な視点とするとともに、町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、「第3期川西町子ども・子育て支援事業計画」（令和7～11年度）を策定することとします。

2. 国の動向

- 令和5年4月に施行された「子ども基本法」に基づき、こども家庭庁において「こども大綱」の策定が進められています。
- 「こども大綱」は、「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子供の貧困対策」の既存3法律の白書・大綱と、今後は一体的に作成されることとなります。
- 「こども計画」は「子どもの貧困対策計画」や「子ども・若者計画」といった、こども施策に関する計画と一体的に策定することができるとされています。
- 「子ども・子育て支援事業計画」との位置付けについては条文上に明記されいないため、今後の動向に注視する必要があります。

こども施策に関する計画（イメージ）



3. 第三期計画策定における国の基本的な考え方

利用者のニーズに応じた子育て支援に関する提供体制を確保するため、ニーズの把握と量の見込みを算出することは重要です。このことから、これまで国はニーズ量を見込むための調査票のモデルと量の見込みを算出する手引きを全国の自治体に発出してきました。

しかし、国は、第三期計画の策定においては、第二期までに示した調査票及び算出の手引きに沿った算出方法を活用することを基本的な前提としつつ、自治体の実態に応じた量の見込み方も可能であるという見解を示しています。

4. 調査票の設問構成について

今回の会議でお示しする調査票については「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」策定時の調査票をベースに、以下の3点を踏まえて作成を行いました。

- ①国が示してきた設問（必須項目）については、できるだけ活用した調査票の設計を行う。
- ②町が設定していた独自設問については、社会情勢や町の状況を勘案した見直しを行う。
- ③子どもの貧困調査に関する設問を加える。

◆調査票の構成◆

【就学前世帯に対する調査票】

- 問25まで：国が示してきた設問（必須項目）
- 問26～29：子どもの貧困調査に関連する設問
- 問30以降：町の独自設問

【小学生世帯に対する調査票】

- 問12まで：国が示してきた設問（必須項目）
- 問13～19：放課後の過ごし方（学童保育所の利用）
- 問20～23：子どもの貧困調査に関連する設問
- 問24以降：町の独自設問